

ご利用ください 便利な支払い方法

「口座振替」による自動引き落とし

指定口座から市税などを自動的に引き落とす口座振替は、納め忘れもなく安心です。振替手数料は不要です。

申し込み▶次のいずれかの方法で

- 市内の取扱金融機関に口座がある人は、通帳、届け出印、納税通知書を持参し、直接その金融機関または市役所収納課へ
 - 納付書に同封された口座振替の申込用紙に必要事項を記入し、郵送(切手不要)で
 - 収納課に直接または電話で口座振替の申込用紙を請求。返信用封筒で返送(切手不要)または直接収納課へ
- ※インターネット専用銀行は利用できません。



スマホで納付～「モバイルレジ」

「モバイルレジ」は、スマートフォンのアプリで納付書に印刷されたバーコードを読み取り、インターネットバンキングまたはクレジットカードで市税や保険料などを納付できるものです。

30万円までの、バーコードが印刷された納付書で利用できます。



詳しくは市のホームページをごらんください。



使用方法

Step 1	スマホアプリを起動※1
Step 2	カメラでバーコードを撮影
Step 3	支払内容を確認
Step 4	支払方法(金融機関※2またはクレジットカード※3)を選択
Step 5	支払い※4

- ※1 事前に「モバイルレジ」アプリをダウンロードします。
- ※2 インターネットバンキングを利用する場合は、事前に各金融機関で申し込みが必要です(詳細は各金融機関にご確認ください)。
- ※3 クレジットカード支払いの場合は決済手数料がかかります。
- ※4 モバイルレジで納付した場合、領収書は発行できません。

納税が困難なときは早めに納税相談を

市税の納付について相談を受け付けています。失職や病気などの事情により期限内納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。土・日曜日も開設しています。

開設時間▶月～土曜日:午前8時30分～午後5時、日曜日:午前8時30分～午後0時30分(12月29日～1月3日と月～金曜日の祝日・振替休日を除く。平日夜間に電話相談を受け付ける場合もあります)

ところ▶市役所収納課(電話相談も可)。



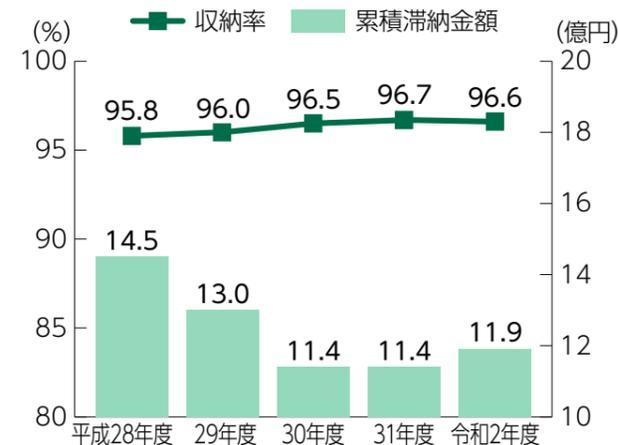
市税は暮らしを支える大切な財源です

☎市役所収納課収納係 ☎(260)5241～3 FAX(263)6843

市民の皆さんが納付している市民税や固定資産税などの市税は、市の歳入で最も大きな柱となる財源です。令和3年度予算では、市の一般会計歳入の41.6%を占めています。

納付された市税は、福祉や教育、健康づくり、子育て、環境、防災などの事業や公園・道路などの社会資本の整備などに使われ、皆さんの日々の生活を支えています。

市税の収納率と累積滞納金額



市税の収納率は横ばいで、昨年度は96.6%でした。累積滞納金額は約11.9億円となっています。滞納金の回収にはコストがかかり、期限内に納付した人の税金もそのために使われます。税負担の公平性や、より充実した市民サービスの提供のために、期限内に納付することが大切です。

市税の納付Q&A

Q コンビニで納付書が使えないと言われたときはどうするの？

A 再発行などの対応をしますので、収納課へお問い合わせください。

Q 市外に引っ越しをしたり、自宅などを売ったりした後も大和市に納付をするの？

A 市・県民税は各年1月1日現在の住所地(生活の本拠地)で課税されます。固定資産税は各年1月1日現在の所有者に課税されます。そのため、令和

4年1月2日以降に引っ越ししたり、自宅を売却した場合でも、令和4年度分の市・県民税や固定資産税は大和市に納付する必要があります。

Q 納付期限を過ぎて納付をした後に、督促状が届いたときはどうするの？

A 金融機関やコンビニなどでの納付確認に日数がかかるため、納付後に督促状が届く場合があります。督促状の内容が領収書と同じ場合は行き違いですので、ご容赦ください。